

第2号 2004.2.発行 PARK GOLF 幕別町 更別村 忠類村

# 十勝中央合併協議会だより

編集・発行 十勝中央合併協議会事務局 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222  
〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2

ホームページ <http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/> Eメール [tokachichuo-gappei@north.hokkai.net](mailto:tokachichuo-gappei@north.hokkai.net)



## 第 10 回十勝中央合併協議会を開催

12月25日に設置された「十勝中央合併協議会」の第1回の会議が、1月23日、幕別町民会館で開催されました。この日は、規約や規程の報告、協議のほか、事業計画や予算、小委員会の設置などについて審議のあと、協議事項として合併の方式、新町の事務所の位置についての説明が行われ、次回の協議会で協議されることになりました。

### も く じ

#### 第 10 回十勝中央合併協議会

報告案件 ・経過報告 ・十勝中央合併協議会規約 ・規約に関する協議書 ・幹事会規程  
・専門部会規程 ・事務局規程 ・財務規程 ・委員等の報酬及び費用弁償に関する規程... 2 ページ

議事案件 ・会議運営規程 ・小委員会規程 ・事業計画 ・歳入歳出予算  
・協議の進め方について ・事務事業の調整方針について ・合併協定項目について  
・新町建設計画の策定方針について ・小委員会の設置について..... 2 ~ 8 ページ

協議案件 ・合併の方式について ・新町の事務所の位置について..... 8 ページ

#### 第 10 回新町建設計画小委員会

・委員長の互選 ・副委員長の互選並びに職務代理順位の指定 ・小委員会の役割及び新町建設計画の  
策定方法について ・住民アンケート調査の実施について..... 9 ~ 10 ページ

委員等名簿 ・協議会委員 ・幹事会 ・小委員会 ・事務局..... 11~ 12 ページ

**第1回十勝中央合併協議会で協議された内容についてお知らせします。**

報告第1号 経過報告について

- ・任意合併協議会の設置から、5回の協議会を経て法定合併協議会の設置までの経過について報告があり、承認されました。

報告第2号 十勝中央合併協議会規約

- ・規約について報告があり、承認されました。

報告第3号 十勝中央合併協議会規約に関する協議書

- ・規約に基づいて町村長の協議で定めた事項について報告があり、承認されました。

規約に規定する関係町村の長が協議して定めた事項					
<b>会 長</b>					
会長は幕別町長とする。					
<b>会長の職務代理</b>					
会長の職務を代理する副会長の順位は次のとおりとする。 第1順位 更別村長 第2順位 忠類村長					
<b>事務局</b>					
事務局の事務に従事する職員は次のとおりとする。					
<b>幕 別 町</b>		<b>更 別 村</b>		<b>忠 類 村</b>	
企画室長	金子隆司	総務課参事	阿部義昭	企画課主幹	原田雅則
企画室参事	飯田晴義	総務課主幹	三好光幸	企画課主幹	細澤正典
企画室副主幹	森 範 康	総務課主任	前田貴広	企画課主事	甲谷英司
企画室主事	和田智旭				
<b>経費の負担</b>					
協議会に要する経費の町村負担金は、全戸配布を伴う広報媒体の経費は世帯数割、その他の経費は均等割とする。					
<b>監 査</b>					
監査を行う者は、更別村及び忠類村の監査委員各1名とする。					

報告第4号 十勝中央合併協議会幹事会規程

報告第5号 十勝中央合併協議会専門部会規程

報告第6号 十勝中央合併協議会事務局規程

報告第7号 十勝中央合併協議会財務規程

報告第8号 十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

- ・規約に基づいて、上記5件の規程を会長が定めた旨の報告があり、承認されました。

議案第1号 十勝中央合併協議会会議運営規程

- ・提案のとおり決定されました。

なお、会議録及び会議資料を次の場所で公開することになりました。

会議録等を公開する場所	公開する時間
幕別町役場・幕別町役場札内支所・更別村役場・忠類村役場・十勝中央合併協議会事務所	午前8時45分から午後5時15分まで ( 閉庁日を除く )

議案第 2号 十勝中央合併協議会小委員会規程

・提案のとおり決定されました。

議案第 3号 平成 15年度十勝中央合併協議会事業計画について

・提案のとおり決定されました。

		1 月	2 月	3 月
		第 1 回合併協議会(下旬)	第 2 回合併協議会(下旬)	第 3 回合併協議会(下旬)
協 議 会	新町建設計画の策定	新町建設計画策定方針 将来構想策定 調査、資料収集、分析	住民アンケート	アンケート結果集計
	合併協定項目の協議	事務事業の調整方針 合併協定項目の設定 協定項目第 1 次分提案	協定項目第 1 次分協議 協定項目第 2 次分提案	協定項目第 2 次分協議 協定項目第 3 次分提案
	その他の協議	各種規程 事業計画 予算 協議の進め方 小委員会の設置		次年度事業計画 次年度予算
	広報・広聴	協議会ホームページ開設 第 1 回協議会だより発行	(随時更新) 第 2 回協議会だより発行	(随時更新) 第 3 回協議会だより発行
小委員会		(必要に応じて随時開催)		
付託された事項の調査、審議				
幹事会				
提案する事項の協議、調整		(必要に応じて随時開催)		
専門部会・分科会		(必要に応じて随時開催)		
協議、調整事項の専門的な協議、調整				

議案第 4号 平成 15年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算

・提案のとおり決定されました。

(歳入)

(千円)

科 目	予算額	細 目	金 額	説 明
負担金	11,703	負担金	11,703	負担金 幕別町 4,403 更別村 3,668 忠類村 3,632
補助金	3,300	補助金	3,300	道補助金
諸収入	1	預金利子	1	預金利子
計	15,004		15,004	

(歳出)

(千円)

科目	予算額	細目	金額	説明
事務局費	5,227	旅費	1,157	道庁打合せ・研修旅費等
		需用費	343	消耗品費・印刷製本費・公用車燃料費
		役務費	82	通信運搬料・振込手数料
		使用料及び賃借料	504	コピー機リース料
		備品購入費	137	キャビネット
		負担金	3,004	時間外勤務手当・臨時職員賃金負担金
会議運営費	5,846	報酬	630	委員報酬
		旅費	4,508	費用弁償・日当・研修旅費
		需用費	369	消耗品費・食糧費・録音テープ他
		役務費	83	委員傷害保険料・郵便料
		委託料	256	会議録作成委託
調査研究費	2,578	需用費	38	アンケート調査封筒印刷費
		役務費	540	アンケート調査郵便料
		委託料	2,000	事務事業一元化委託料 550 新町建設計画策定委託料 450 住民アンケート調査委託 850 例規一覧表作成委託 150
広報広聴費	1,053	需用費	1,053	協議会だより印刷製本費
予備費	300	予備費	300	
計	15,004		15,004	

議案第5号 協議の進め方について

・提案のとおり決定されました。

任意合併協議会における協議結果の取扱い

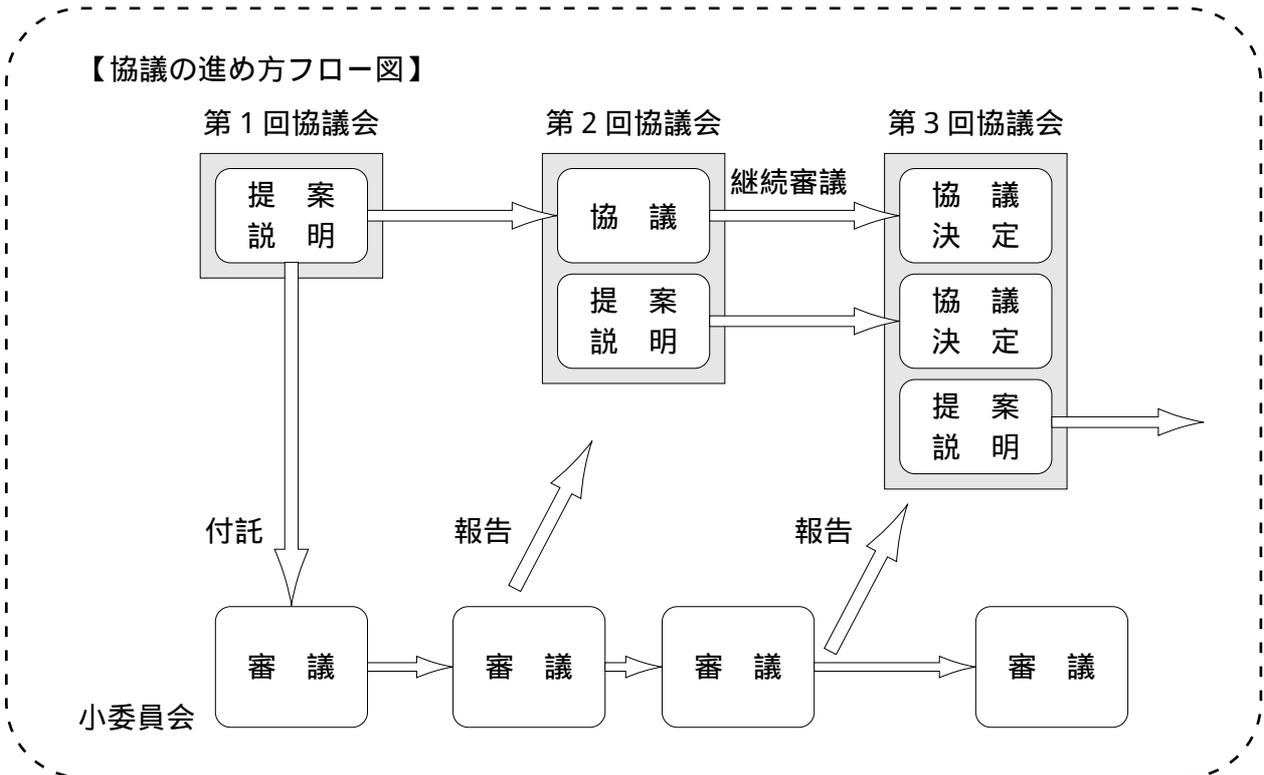
任意合併協議会において協議された結果については、最大限尊重するものとする。

協議の進め方

- 1) 幹事会において調整した協議事項を協議会へ提案・説明する。
- 2) 小委員会への付託が適当な協議事項は、協議会への決定を経て小委員会へ付託する。
- 3) 小委員会へ付託しない協議事項は、次回の協議会で協議を行う。ただし、合併協定項目案件以外の案件は、原則として提案時に協議を行う。
- 4) 小委員会へ付託した協議事項は、必要に応じ協議会に報告を行い、協議又は確認する。
- 5) 引き続き審議を要する協議事項については、継続審議とする。

提案の方法等

- 1) 効率的な協議を行うため、関連する協議事項をグループ化して提案する。
- 2) 予算関係、建設計画の策定、事務事業一元化検討の進捗状況等については、必要に応じて提案・説明又は報告する。



議案第6号 事務事業の調整方針について

- ・提案のとおり決定されました。

調整の原則

新町の行政制度やサービスは、これまでの3町村のまちづくりの歩みを尊重しつつ、3町村の融合・一体化の促進や新たなまちづくりへの結びつきに配慮することが重要である。また、行政制度やサービスを調整する場合には、「サービスは高く、負担は低く」することが望まれるが、高サービス・低負担による財政負担増が合併による経費削減効果よりも大きくならないよう留意する必要がある。このため、次の3つの観点を総合的に勘案し、新町における行政制度やサービスを調整することとする。

公平性の確保 負担公平の原則に立ち、行政格差が生じたり、住民に不公平感を与えないこと

合併した場合には、行政サービスや負担が公平に行われる必要があり、また、そうすることが、3町村の融合・一体化の促進にもつながることになる。このため、税や各種使用料・手数料など住民が直接負担するものについては、その税金や料金について、「負担公平の原則」に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮することとする。また、3町村間に格差がある場合で、止むを得ず現行制度を継続する場合であっても、一元化されるまでの期間は、税の不均一課税が認められている期間である5年間で限度とすることが重要である。

健全な財政運営 現実的かつ実行性があり、財政運営に大きな影響を与えないこと

厳しい財政状況の中で、多様化・高度化する行政需要に対応し、新町の将来を展望した都市基盤の重点的な整備や地域振興のための新たな投資を進めるためには、徹底した行財政改革を推進し、より効率的な行財政運営に努め、将来的に安定した財政基盤を確立することが重要である。このため、これからの自治体のあり方も視野に入れ、現実的かつ実行性があること、最少の経費で最大の効果を上げることに配慮し、現在行われているサービスであっても、新町に拡大して実施した場合や段階的に実施した場合の財政に与える影響を考慮することとする。

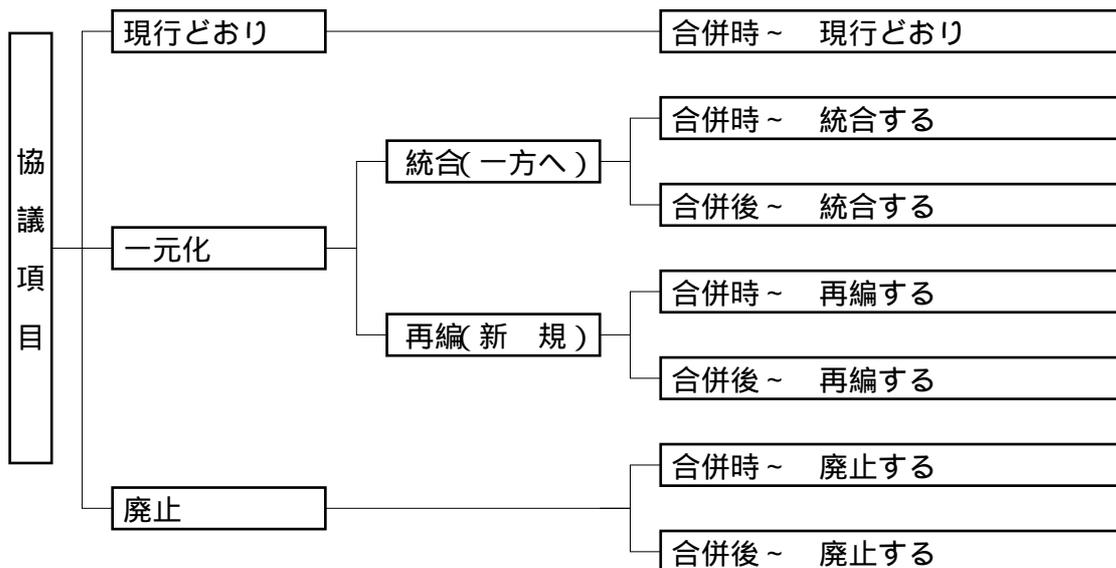
**受益と負担の適正化 行政サービスの基本原則となる受益と負担の関係に合致していること**

合併により人口規模、面積規模が拡大することになるが、新町の自治体運営にあたっては、その規模に見合った行政サービスを進める必要がある。この場合、受益と負担のルールに従い、行政サービスによる受益に応じ、適正な負担を定めることに留意することが重要である。このため、類似町の状況も考慮しつつ、受益者負担を原則とするサービスについては、制度の基本ルールを踏まえ、収支の均衡を考慮した制度のあり方を検討することが重要である。

**調整方針の分類**

調整方針の決定にあたっては、下図の分類の原則に従い、明確に区分するよう努める。

**【調整方針の分類の原則】**



**議案第 7号 合併協定項目について**

・提案のとおり決定されました。

**合併協定項目**

No.	協定項目
基本的な協議項目	
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新町の名称
4	新町の事務所の位置
5	財産及び債務の取扱い
6	住民自治充実のための取扱い
合併特例法に規定されている協議項目	
7	地域審議会の取扱い
8	議会議員の定数及び任期の取扱い
9	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
10	地方税の取扱い

No.	協定項目
11	一般職の職員の身分の取扱い
その他必要な協議項目	
12	特別職の身分の取扱い
13	一部事務組合等の取扱い
14	条例・規則等の取扱い
15	事務組織及び機構の取扱い
16	使用料・手数料等の取扱い
17	公共的団体等の取扱い
18	補助金・交付金等の取扱い
19	町・字名の区域及び名称等の取扱い
20	慣行の取扱い
21	消防組織の取扱い

22	各種事務事業の取扱い	・ 13	その他福祉事業の取扱い
・ 1	行政区・町内会の取扱い	・ 14	農林水産関係事業の取扱い
・ 2	防災関係事業の取扱い	・ 15	商工労働観光関係事業の取扱い
・ 3	広報・広聴事業の取扱い	・ 16	建設関係事業の取扱い
・ 4	電算システムの取扱い	・ 17	水道関係事業の取扱い
・ 5	交通関係事業の取扱い	・ 18	下水道関係事業の取扱い
・ 6	国民健康保険事業の取扱い	・ 19	学校教育関係事業の取扱い
・ 7	保健・医療事業の取扱い	・ 20	社会教育関係事業の取扱い
・ 8	介護保険事業の取扱い	・ 21	国際交流・広域交流事業の取扱い
・ 9	環境衛生事業の取扱い	・ 22	地域振興事業の取扱い
・ 10	児童福祉事業の取扱い	・ 23	その他事業の取扱い
・ 11	高齢者福祉事業の取扱い	新町建設計画	
・ 12	障害者福祉事業の取扱い	23	新町建設計画

議案第 8号 新町建設計画の策定方針について

・提案のとおり決定されました。

計画の主旨

本計画は、幕別町、更別村及び忠類村の合併後の新町のソフト、ハード両面を含めた、まちづくり全般のマスタープラン及び主要プロジェクト計画となるものであり、本計画の実現を図ることにより、3町村の合併後の速やかな一体性を促進し、住民福祉の向上と新町全体の均衡ある発展を目指すものとする。また、新町建設計画の前段に、3町村の住民の判断材料として、新町のまちづくりのビジョンや方向性を示す新町将来構想を作成するとともに、その新町将来構想をベースとして新町建設計画を策定する。なお、新町が進めることとなるまちづくりの具体的な内容については、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、新町において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとする。

計画の構成

本計画は、原則として次の構成を基本とする。

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 新町建設の基本方針        | (2) 新町建設の根幹となるべき事業に関する事項 |
| (3) 公共的施設の統合整備に関する事項 | (4) 新町の財政計画              |

住民意見の反映

新町建設計画（案）は、3町村住民の意見を尊重して作成する。

計画期間

本計画は、長期的視野に立ち合併後おおむね10年間について定めるものとする。

議案第9号 小委員会の設置について

・次のとおり小委員会を設置し、調査、審査等を行う事項の付託及び委員の指名について、提案がありました。渡辺委員から、「新町建設計画小委員会について、新しい町に関する重要事項であることから、委員を増員してはどうか」の意見が出され協議の結果、幕別町の瀬瀬委員、更別村の赤津委員、忠類村の南山委員が追加指名されました。これ以外の内容については提案のとおり決定されました。

小委員会名	付託事項		構成委員名				
新町名称候補選定及び議会議員の定数任期小委員会	協定項目	3 新町の名称 8 議会議員の定数及び任期の取扱い	幕別町	本瀬若	保瀬原	征太輝	喜郎男
	付託内容	【新町の名称】 新町の名称の公募に関する事 応募の中から候補の絞込みに関する事 その他新町の名称に関する事 【議会議員の定数・任期】 市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会議員の定数及び任期の特例並びに公職選挙法に規定する選挙区の取扱いに関する事 その他合併に伴う議会議員の定数及び任期に関する事		更別村	渡赤鈴	辺津木	春寛一
地域自治組織等小委員会	協定項目	6 住民自治充実のための取扱い 7 地域審議会の取扱い 15 事務組織及び機構の取扱い	幕別町	西本多吉	尾保田村	征順	治喜一学
	付託内容	第27次地方制度調査会の答申に盛り込まれた地域自治組織、市町村の合併の特例に関する法律に規定されている地域審議会並びに事務組織及び機構のあり方について、地域住民の意向が行政に反映され、合併後の地域の均衡ある発展と住民との新たな協働関係の構築が図られるためのそれぞれの取扱いに関する事 その他住民自治充実のための取扱い、地域審議会の取扱い並びに事務組織及び機構の取り扱いに関する事		更別村	江渡林水	本辺中口	信春建光
新町建設計画小委員会	協定項目	23 新町建設計画	幕別町	西佐々木	尾山上本	芳勝良	治男彦明美
	付託内容	新町将来構想案の作成に関する事 新町建設計画案の作成に関する事 その他新町将来構想案及び新町建設計画案に関する事		更別村	江本徳西	本多尾田	信芳輝
			忠類村	邊齊小加菅	見藤原藤野	敏順喜修	夫教久雄治子

協議第 1号 合併の方式について

- ・次のとおり提案、説明がありました。次回の協議会で協議することになります。

協議項目	1 合併の方式について
幕別町、更別村及び忠類村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。	

協議第 2号 新町の事務所の位置について

- ・次のとおり提案、説明がありました。次回の協議会で協議することになります。

協議項目	2 新町の事務所の位置について
新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。	

## 第 1 回新町建設計画小委員会を開催

第 1 回の協議会において設置された 3 つの小委員会のうち、「新町建設計画小委員会」の第 1 回の会議が、1 月 23 日、幕別町民会館で開催されました。この日は、委員長の互選、副委員長の互選等のあと、新町建設計画の策定方法や、住民アンケート調査の実施について審議されました。

委員長の互選

副委員長の互選並びに委員長の職務を代理する副委員長の順位の指定について

- ・推薦及び指定により次のとおり決定しました。

委 員 長	副 委 員 長	
齊 藤 順 教 ( 忠 類 村 )	第 1 順 位	本 多 芳 宏 ( 更 別 村 )
	第 2 順 位	杉 山 勝 彦 ( 幕 別 町 )

議案第 1 号 新町建設計画小委員会の役割及び新町建設計画の策定方法について

- ・次のとおり提案され、承認されました。

新町建設計画小委員会の役割
新町建設計画小委員会の目的
協議会より付託を受けた、新町将来構想と新町建設計画を取りまとめ、原案の作成を目的とする。
小委員会と協議会の関係
協議会の附属機関であり、協議会から付託された事項について、調査又は審議を行うために設置される。小委員会での審議の経過及び結果については、協議会の席で委員長から会議の報告を行うものとする。
新町建設計画の策定方法
住民意思の反映
計画の策定にあたっては、住民が将来どのようなまちづくりを望んでいるか、合併に対しどのような不安や期待をもっているのかを十分に認識し、住民の視点に立った将来構想や計画を策定するものとする。
また、小委員会では、将来構想や計画をより効果的に策定するため、必要に応じて幹事会（専門部会含む）に対して指示し、将来構想と計画のたたき台の作成や、住民アンケート調査、タウンウォッチング（3 町村の公共施設等視察）及び市町村合併に係る各町村の住民組織との意見交換などを実施し、多くの住民の意思を反映できる方法について検討するものとする。

計画策定とコンサルタントの関係

計画は、協議会が主体となって作成するものとなるが、事務事業の一元化との整合性など、膨大かつ不確実な要素のある作業が見込まれる。また、計画の中には、国・道の事業も記載する必要があり、北海道との協議期間も見込まなければならない。このような状況の中で、限られた時間内に作業を完了させるためには、市町村合併事務に多くのノウハウを持ち、計画作成に専門的技術を有するコンサルタントを加えて、計画を策定することが適当である。コンサルタントは、住民アンケート調査の印刷・発送・集計業務、将来構想・計画の素案作成、将来構想・計画の概要版（ダイジェスト版）の作成と印刷業務を行うものとする。

議案第3号 住民アンケート調査の実施について

- ・次のとおり提案がありましたが、西尾委員から「実施方法中の人口比について、更別村、忠類村が比率では少数であり、両村は世帯の半数とし、幕別町はその残数としてはどうか」の意見が出され、幕別町 2,056人、更別村 581人、忠類村 363人に変更されました。これ以外の内容については提案のとおり決定されました。

調査目的

まちづくりに関する住民の意見を聞き協議会における検討基礎資料として活用し、「新町将来構想」及び「新町建設計画」に反映させることを目的とする。

実施期間

発送：平成16年2月上旬 締め切り：平成16年2月25日

対象者及び対象者数

3町村に在住する18歳以上の男女とし、3町村の人口総数(約30,000人)の約10%を目安に3,000人

実施方法

人口比、年齢区分、男女比により、住民基本台帳から無作為抽出とし、年齢は平成16年1月1日現在の満年齢とする。人口比：幕別町 2,482人・更別村 337人・忠類村 181人、年齢区分：18歳～29歳・30歳～39歳・40歳～49歳・50歳～59歳・60歳以上の区分で均等、男女比：均等

発送及び回収

封書により郵便で発送し、返信用封筒により郵便で回収

## 住民アンケートにご協力をお願いします

新町建設計画にかかる住民アンケートを行います。

3町村全ての住民の皆さんではありませんが、住民基本台帳から無作為にご協力をお願いする方を抽出し、郵便でアンケート用紙を送らせていただきますので、アンケートが届きましたら、質問事項にご回答いただき、2月25日までにご返送下さるようお願いいたします。

ご協力いただきました回答は、統計的な数値として処理しますので、個人としての情報を公表することや、調査目的以外に使用することは一切ありません。

できるだけ多くの住民の皆さまのご意見を、新町の建設計画に反映するために積極的なご協力をお願いいたします。

なお、不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

(電話 55-3222 担当：計画班)

十 勝 中 央 合 併 協 議 会 委 員

委員区分	町村名	氏名	備考
1号委員 (町村長)	幕別町	岡田和夫	会長
	更別村	安村豊治	副会長
	忠類村	遠藤清一	副会長
2号委員 (助役)	幕別町	西尾治	
	更別村	江本信吉	
	忠類村	邊見敏夫	
3号委員 (議長及び議員)	幕別町	本保征喜	
	"	纈纈太郎	
	"	佐々木芳男	
	更別村	渡辺春雄	
	"	赤津寛一郎	
	"	本多芳宏	
	忠類村	杉坂達男	
	"	南山弘美	
	"	齊藤順教	
4号委員 (学識経験者)	幕別町	多田順一	
	"	若原輝男	
	"	杉山勝彦	
	"	瀬上良明	
	"	吉村学	
	"	宮本真由美	
	更別村	林中建夫	
	"	鈴木英治	
	"	徳尾進	
	"	西田勉	
	"	水口光浩	
	"	鈴木輝子	
	忠類村	帰山孝夫	
	"	村上富二	
	"	小原喜久雄	
	"	加藤修治	
	"	森徹	
	"	菅野由紀子	
	監査委員	更別村監査委員	柏木孝
忠類村監査委員		大和田仲善	

十勝中央合併協議会幹事

町村名	職	氏名	備考
幕別町	助役	西尾 治	幹事長
"	総務部長	新屋敷 清志	
"	企画室長	金子 隆司	
更別村	助役	江本 信吉	副幹事長
"	総務課参事	真鍋 清	
"	"	笠原 幸宏	
忠類村	助役	邊見 敏夫	副幹事長
"	総務課長	川島 広美	
"	企画課長	水谷 幸雄	

十勝中央合併協議会小委員会

新町名称候補選定及び議会議員の定数任期小委員会		
幕別町	更別村	忠類村
本保征喜	渡辺春雄	杉坂達男
纈纈太郎	赤津寛一郎	南山弘美
若原輝男	鈴木英治	村上富二

地域自治組織小委員会		
幕別町	更別村	忠類村
西尾 治	江本信吉	邊見敏夫
本保征喜	渡辺春雄	杉坂達男
多田順一	林中建夫	帰山孝夫
吉村 学	水口光浩	森 徹

新町建設計画小委員会					
幕別町		更別村		忠類村	
杉山勝彦	副委員長	本多芳宏	副委員長	齊藤順教	委員長
西尾 治		江本信吉		邊見敏夫	
纈纈太郎		赤津寛一郎		南山弘美	
佐々木芳男		徳尾 進		小原喜久雄	
瀬上良明		西田 勉		加藤修治	
宮本真由美		鈴木輝子		菅野由紀子	

十勝中央合併協議会事務局

事務局次長	事務局次長	班	班長	班員
		上野寛(北海道派遣) (2月1日付)	総務広報班	飯田晴義(幕別町)
事務局次長	阿部義昭(更別村)	計画班	原田雅則(忠類村)	甲谷英司(忠類村)
		調整班	三好光幸(更別村)	細澤正典(忠類村) 前田貴広(更別村)